

白馬村学校給食センター物資調達要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この告示は、白馬村学校給食センター条例（平成30年白馬村条例第31号）第6条の規定に基づき、白馬村学校給食センター（以下「給食センター」という。）における学校給食物資調達について、必要な事項を定めるものとする。

（納入資格）

第2条 納入資格業者として登録することができる者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準を完備し、学校給食に理解を持ち社会的信用を有する者であつて、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、長野県学校給食会が指定するパン・米飯委託加工業者及び長野県で決定された業者並びに村内少量生産業者（以下、「村内少量生産者等」という。）で、白馬村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める者から調達する場合は、この限りではない。

- （1）白馬村入札参加資格を有する者。
- （2）所轄保健所により優良（衛生監視評点81点以上）であると認められる業者であること。

（登録及び更新手続）

第3条 納入資格業者として、登録を受けようとする者は、学校給食物資納入資格業者登録（更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の必要書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた村内少量生産者等で以下に示す書類の整備が義務づけられない者については、申出によりその提出を省略することができる。

- （1）商業登記簿謄本（個人事業主の場合は代表者の身分証明書）
- （2）「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に規定する食品衛生監視票
- （3）食品衛生法第52条第2項に基づく営業許可証の写し

2 登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年とする。

3 登録の有効期間満了後も引き続き、登録を受けようとするものは有効期間の満了日の30日前までに、第1項に規定する申請書に同項各号に定める書類を必要に応じ添付し、教育委員会に提出して更新を受けなければならない。

（納入資格業者の決定）

第4条 教育委員会は、書類審査等を行い、納入資格業者の登録及び更新を決定するものとする。

- 2 納入資格業者の登録及び更新を決定したときは、学校給食物資納入資格業者登録名簿（様式第2号。以下「登録名簿」という。）を作成し、登録及び更新を決定した業者（以下「登録業者」という。）に対して、学校給食物資納入資格業者登録通知書（様式第3号）を発行するものとする。
- 3 前項の通知を受けた業者は、速やかに誓約書（様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。

（登録の取消し）

第5条 教育委員会は、登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録業者の登録を取消すものとする。

- (1) 法令及び条例等により、罰則規定の適用を受けたとき。
- (2) 第2条の規定における納入資格を欠くに至ったと認められるとき。
- (3) 誓約書に記載された事項を遵守しないとき。
- (4) 給食センターの業務遂行に著しい支障を生じさせたとき。

（物資購入の方法）

第6条 物資の購入は、白馬村財務規則（平成2年白馬村規則第3号）の例によるものとする。

- 1 給食センター所長（以下、「所長」という。）は、登録業者の中から選択決定した業者に翌月分の物資使用概算数量を通知するものとする。
- 2 所長は、事前に提出された見積書等から使用物資を決定し、登録業者の中から決定した業者（以下、「納入業者」という。）に納入日時を指定した発注書（様式第5号）を月単位で送付する。
- 3 納入業者は、この発注書に基づいて納品伝票を作成し、同時に納入しなければならない。ただし、給食人数に異動を生じた場合は、別の発注書をもって納入を指示する。
- 4 納入業者は、随時、所長の求めに応じ、見積書、栄養分析試験結果書及び見本等の提出に応じなければならない。
- 5 所長は、特殊な品目又は数量僅少、あるいは緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、特定の登録業者を指定して、又は登録業者以外に発注することができる。
- 6 直接学校に納入を指示した物資の納入時間等は、協議のうえ決定する。
- 7 所長は、納入後といえども、数量不足又は不良品その他不適格品と認めたときは、これを補填及び取替え又は返却することができる。
- 8 所長は、発注数量の変更については、変更の都度当該納入業者に連絡するものとする。
- 9 物資の納入価格は、原則見積価格による。ただし、物価の急激な変動により見積価格が著しく不適當となったときは、双方協議のうえ市場の実情を考

慮して金額及び内容を変更することができる。

10 給食センターへ納入する食材区分は次のとおりとする。ただし季節によって変更することがある。

| 納入区分 | 納入品目 |
|-------|--------------------------|
| 米穀類 | 米穀類 |
| 麺類 | 麺類（ソフト麺含む） |
| パン類 | 長野県学校給食会が指定するパン以外のパン、ナン等 |
| 野菜類 | 青果物類、いも類、 |
| 肉類 | 肉類（鶏肉、豚肉、牛肉等） |
| 卵類 | 卵（液卵を含む） |
| 魚介類 | 魚肉類、貝類 |
| 豆腐類 | 豆腐類（冷凍豆腐含む） |
| 加工食品類 | 冷凍食品類、缶詰類、塩乾物類 |
| 調味料類 | 砂糖、食油、酢、醤油、調味料、その他 |

（物資納入）

第7条 納入業者は、物資の納入時には、納品伝票を所長に提出するものとする。

2 納入業者は物資納入後、調理員等による納入物資の検収を受けなければならない。検収の結果、適正であると判断したときは、納入業者は当該納入にかかる納品伝票に受領印の押印等により確認を受けるものとする。

（物資代金の請求）

第8条 納入業者は、月ごとに検収を受けた物資についての請求伝票を翌月の月末までに所長に提出して代金を請求するものとする。

附 則

この告示は、平成31年6月1日から施行する。